

## 医療機関等で健康保険証のみ提示し、

### 健康保険の自己負担分（医療費の1割～3割）をお支払いされた場合



医療機関等の窓口で医療費負担が減額されず、助成を受けることができないことがあります。そのような場合、ご負担いただいた医療費の一部（または全部）を神戸市から後日払い戻し、助成することとなっています。

どんな場合が該当するの？



- 兵庫県内の医療機関等で受給者証を提示せずに受診した場合
- 受給者証の交付を受ける前に受診した場合
- 兵庫県外の医療機関等で受診した場合

### 払い戻し手続について

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、領収書を必ずもらってください。
- (2) お住まいの区の区役所保険年金医療課（北須磨地区にお住まいの方は、北須磨支所市民課）の福祉医療担当窓口でのお手続が必要ですので、以下のものをご持参ください。（北区にお住まいの方は北神区役所市民課、西区にお住まいの方は西神中央出張所でもお手続きが可能です。）

- ・ 領収書
- ・ 健康保険証
- ・ 受給者証（または資格認定通知書）
- ・ 通帳などの振込先口座のわかるもの

※振込先口座の名義人以外の方が手続きされる場合には名義人の印鑑が必要です



次のような場合は、加入されている健康保険（各種健康保険組合等）が発行する「支給決定通知書」または「療養費等支給状況証明書」（※）が必要ですので、事前にご相談ください（神戸市国民健康保険に加入されている方は不要です）。

- ・ 高額療養費の支給対象となり得るとき
- ・ 附加給付金の支給対象となり得るとき

※「療養費等支給状況証明書」は、当ホームページから様式をダウンロードできます。

また、お住まいの区の区役所・支所または西神中央出張所の福祉医療担当窓口にも様式がありますので、ご利用ください。

### 【手続概要】

